

はじめに

・江戸時代の志摩海女の出稼ぎ

「磯流れ」や海女の数が過剰の時。禁漁期。若年期の修業。→熊野灘、伊豆・房総半島へ出稼ぎ。
*非日常的な形態、他のなりわい（農作、山仕事、小間いなど）との組み合わせ。
→幕末以降の寒天需要の増大。明治20年代半ば以降には活動域が一気に広域化。

利尻島・礼文島、日本海側の各地、九州地方、そして朝鮮半島へ。

「女性の身で勇猛果敢に海外進出した華々しい歴史」。前提に「行動力、心身の逞しさへの驚き」。
朝鮮への出漁＝政府の植民地政策の一環。経済的な侵略に加担という側面。
[拙稿]「近代の志摩海女の出稼ぎについて」『三重大史学』10、2010年、他

【課題】：遠隔地への出稼ぎが、海女漁自体、出稼ぎ先、そして海女漁村の生業構造に及ぼした影響。
・江戸時代までと近代以降と、出稼ぎの形態はどのように違うのか。

出漁体制、獲物の加工流通、出稼ぎ先との関係（経済的、文化的、社会的影響）。

*雇形態：志摩漁民独自の出漁→他県の漁業経営者に雇われての海女出漁。

・朝鮮半島への他の出漁と、何がどう違うのか（磯漁、獲物の特質、女性）。

朝鮮半島（済州島）の海女漁に、いかなる影響を及ぼしたのか。

三重（志摩）の地域史として
近代以降の朝鮮出漁は、志摩漁村の生業関係に何をもたらしたのか。

一、朝鮮半島への潜水漁の進出

1、朝鮮半島の漁業実態ー日本漁民出漁の背景ー

・資源の豊富さに対して未利用領域の大きさ。【1】

「済州島へ最も早く且其體大ク質美」。「豊産を以て有名な此島の鮑」[無尻磯ノメヅル樽漁]
「鮑の獲息非常にして、其利益膨大なりしかば…」 *海鼠や海藻なども同業。

・朝鮮漁業技術の未熟さ（吉田敦市らの指摘）。【2】 船を用いず筏での漁業。漁業の概況。【3】
「（済州島）男子カ魚類ヲ捕フルニハ多クハ筏ニ乗リテ之ヲ為シ、船ヲ用フルモノ稀ナリト云フ」
「輸入は一般水産思想に乏しく今尚漁業を蔑視す」

*魚食文化の違い？ 「朝鮮人の魚類を購求するもの少き上に」[海鼠、鮑、帆立貝、瀬戸貝等を
は韓人の漁獲する慣習なきを以て、彼等は毫も利害補苴を感せず]「天草は本邦人の指導によ
り採取する事を学び、是迄放棄しつゝありたる漁利を奪ぐるに到れり」…。

・済州島の海女 【1】【3】

海女の多さと技術の未熟さ。

「済州島は本邦の志摩に於けるが如く海女の産地にして到处男女老若を常帯とし鮑、海鼠、海藻等を
採撈す…未だ本邦海女の如く眼鏡を使用せざるを以て掛かへしき漁獲なし」【3】

「後に乗して鮑を釣り或は磯女の磯石を借り潜水採鮑する者あるも殆ど見越の如き事」【2】

「海底深サ僅ニ數母ノ起ニ於テ為スニ過キス」【1】

「水中ニ入ルモ操体トナルコト無シ」衣を着、鉢巻（日本側も「一種ノ美風」と評す）。【1】
あまり濡らない（技術的には濡れる、寒さに強い）。
腹地向け肥料用の海藻採取が中心（泉崎一「済州島」）。

2、潜水器漁業の開始 【4、5】

・明治14(1881)年、長崎の業者による出漁が初発か。済州島でのアロビ漁、利益膨大。
→山口、徳島、兵庫、大分、広島、長崎、島根、香川、愛媛、福岡、熊本、鹿児島も続く。

明治24(1891)年頃より海鼠漁も発展（次第にアロビより比重が高まる）。
明治30年代（？） 済州島から所安島、雁島、釜山、蔚山近海へと広がる。

成鏡道方面へも。漁獲物として、テングサの比重が高まる。

*潜水器漁業は、近代日本漁民の韓海出漁の先駆的存在。経済的比重も大。
「該漁業は久しく韓海に於ける本邦人漁業中の首位に立ちたりしが」 【4】

3、潜水器漁業の衰退と採鮑業の展開

・明治26年頃から漁獲の弊害指摘。規約、蕃産の必要性指摘。【6】【7】

「本漁ノ如キ酷烈ナル漁法」[其漁獲酌収の結果、是が減少して盛況往時の如くならず]。
「出漁人中にて規約にても立て其蕃産を図りたきものなり」と有志者は憂慮し居れり」
潜水器船1台の新調費800円、潜水夫月給25円十、乗組員6名、月給7円十。【8】

*1か月に200円の漁獲高がないと収支が合わず。
*設備投資の高い潜水器漁業では、資金「回収」の意識強。加えて侵略的な出稼ぎの漁業。
「持続可能性」を求めず漁獲、収穫量の低下→漁獲を減らしていく。

潜水器漁の漁夫の「多クハ無頼ノ悪徒」。
「人気が粗暴もすれば乱暴の行動多く、好んで韓人と衝突せり」 【9】
*一般に零細な小漁民。伝統的な漁民（漁法）、漁村から外れた者たち。一攫千金を目指す。

・男女採鮑業の展開

男採鮑業：愛媛、熊本。済州島～所安島、雁島、鮑、石花菜。

女採鮑業（海女漁）：専ら三重から（伊勢の海女）。数千人の規模。【6、7、10】

雇業者：長崎、大分、愛媛、鹿児島、福岡…。
*なぜ海女は三重県からのみか？：前近代の海女生業のあり方に規定か。

・資源の減少と対費用効果により、潜水器漁から採鮑業に比重が移る。【10～12】
*潜水器漁業に対する海女漁の利点
経済効率性の高さ。韓国との衝突が少くない。取柄の容易さ。

「女子を使役するにより取柄上願る容易なると…又た韓人との衝突も少なきが故に」【4】
・男海士の増加（明治35【1902】年頃から？）。
・海女の男海士に対する優位性。勤勉さ。【12】

4、日本漁民の韓国漁民（海女）使用と済州島海女の半島進出

朝鮮漁民の雇用構想（経済上の理由から）【13】。
淡路の森野正気（淡産商會）らによる海女雇用。【14、15、25】
安定的な雇用の難しさ。「村人の縁組を得ざる間は雇傭頗る困難」【16】

・済州島海女の半島進出

明治33(1900)年、「蔚山湾内ニ出漁」(独自の出漁?) 40余人。【17】

明治36(1903)年、蔚山近海へテングサ漁。済州島採鮑婦百余名。【18】

明治41(1908)年、馬山管内：済州島出稼強婦、毎年170人。【19】

明治43(1910)年、巨濟州島?より韓海船約四千人?成鏡道より江原道方面へ。【20】

大正9(1920)年、(最近4、5年は6、700人だが) 1600～1700人に。[海草が近來購費せる結果
済州島より出漁する海女の数は激増し]「済州島の海女の数は目下同島人口約二十万の中一
位にて、全南の海岸及黃島道海岸江口道辺までも達く出漁し」【21】 漁民自体の増加。【50】
*日本水産界の進出による海産物流通の活性化が背景（雇用によるものではない）。

三、潜水漁業の朝鮮出漁の影響

- 1、物理的及び経済的衝突 [39~44]
 - ・殺傷事件。济州島事件（住民側の死者23名とされる）。「济州島民ノ日本邦漁人ノ為メ死ヲ致セシ者三名アリ、傷ヲ負ヘル者数ヲ知ラス」[39]
 - ・軍艦の派遣 [40]、武器の携帯。
 - ・「長崎強男二百名…漁船十五隻に分乗、武器携帯して江原道漁民打戻の勢を以て出漁」[41]
 - ・漁業権問題。通漁協約に締結の規定なし。村費を補うため济州島漁民に機売り。[18]

二、志摩からの海女出漁

1、出漁態勢

明治26(1893)年の出漁が初発か。明治27年、遠洋漁業奨励法（各県で奨励金交付）の影響？

他県に比べ三重漁民の朝鮮出漁は遅い。海女が先陣を切る。

「韓海漁業は…志摩郡地方の要港より始まり」[25]

当初は志摩独自の「共同事業」。明治30年以降、他県の資本家の雇用形態が増加（塚本旧稿）。

*長崎、佐賀、福岡、熊本、大分、大阪（主馬＝海産物問屋か）、兵庫（淡路の淡産商會）…。

2、海女の雇用形態と契約手続

政府の政策と三重県の推奨
三重県の漁業規則（対応）[25] 県費補助、出漁の奨励。
漁業許可申請を要する。佐詰業者と漁業組合理事の協議会。[26]

3、雇用の2形態 [27]

（被雇組織）：事業主が海女をスカウト、前貸、旅費、食料等一切の準備。
漁獲物の買取。生天草1貫目6錢、鮑1貫目8錢。終漁後に決算。

（共同組織）：事業主が船舶と資本金を海女へ貸与。終漁時に収穫高の15%を収穫。
*被雇組織における海女の条件の低さ。

*事業者が共事業の純利大なるに比して、出業者に支払ふ給料多からざる！

契約手続：
資本家が志摩へ来て、海女を雇用し朝鮮半島へ。志摩から船（汽船、和船）で航行も。[28]
大阪客船（朝引き証明書＝県が発行）に乗船し、朝鮮（釜山）まで。
各村に仲介者。事業者に紹介。[29]
→三重県独自の経営の減少。[30] 前貸し資本の不足が原因。

3、獲物の加工・流通

生の流通：生鮑、生海鼠。[4、7] →加工業者へ販売（朝鮮半島内での流通は少ない？）
干加工：干鮑（船上で塩煮の上）、ラズグナなど海産物類。煎海鼠（納屋での工場）[31]
缶詰製造：業者による海女の直雇用。鮑の生煮缶詰。販路拡張の可能性大。

*釜山、長崎経由で中国へ（加工輸出品たるものが前提の漁業）。
※潜水漁業の比重の高さ。その要因：流通先が確保（海鼠、天草＝加工し中国向け出荷）。

（台他の一線漁業は、朝鮮半島での販売に依存。[32]

4、海女の漁獲と収益

収穫：一人一日で20貫目にも上る（平均10貫目とも）。少なくとも4~5貫目。[33]
課題：出稼ぎ海女の減少。

資金の安さ（絶対的な収入額は高いが、販売額に比し廉価）。[34、35]
潜水夫の月給25円以上。森野正気（淡路）の海女雇用、1か月の生活費3円50錢。[36]
他県の資本家による雇用形態（県内事業者の撤退）。[30、37、39]

三、潜水漁業の朝鮮出漁の影響

1、漁民の服装と男女の対応

漁民の服装と男女の対応
漁民の振る舞い（特に潜水器漁業従事者の悪弊）。[39、40、43、45]
日本の海女の装い（半裸体）を問題化する論調は、未確認。海女は比較的穏やかな対応？

報告書類に日本漁民に自重を求める論調多し。文化の違いへの認識。儒教道徳の国への敬意。

2、文化的衝突

漁民の服装と男女の対応
漁民の振る舞い（特に潜水器漁業従事者の悪弊）。[39、40、43、45]
日本の海女の装い（半裸体）を問題化する論調は、未確認。海女は比較的穏やかな対応？

報告書類に日本漁民に自重を求める論調多し。文化の違いへの認識。儒教道徳の国への敬意。

3、「技術」の伝播

終漁後に船具を売却。商人による機眼鏡売却も。[24、47]
日本側の韓国海女雇用（規模は小？）。
従来未使用資源の活用。漁獲物の買い取り（加工後、中国輸出）。[45、48~51]
→济州島海女の増加と、半島出稼ぎの活発化。定住へ。

4、地元志摩の生産構造への影響

出漁形態：[52、53]
農業と漁業の関係変化：「漁業專業化」の進展。農地の荒廢。[54~56]
越後：農業が主、副業としての漁業。*海女の年間の労働歴、元々は担任事や山仕事などを含む。

志摩の口銀制（越後村条例）に関する議論（明治28 [1895] 年） [57~59、54]
明治24(1891)年3月に制定（内務大臣、大蔵大臣の許可）。

魚介漁獲物買額の1/10~1/20を徴収し村費に。黒業を村中で採取、売却し地租地方税に支出。
漁業の不安定性、漁民の浪費を防ぐため。町村制の影響（→漁業組合制定）。

→批判：江戸時代の口銀制は高割、家別割、人頭割の三法と並立。漁民の口銀で村費負担は不条理。
*出稼ぎ者の口銀？朝鮮出漁の魚介漁獲物引きは外部資本家。村費の減少、共同体機能の低下？
生産（漁獲）と加工・販売の分化（雇われ漁が中心に）。*江戸時代の出稼ぎとの違い。

おわりに

明治期の韓国出漁＝漁業における「バブル経済」。莫大な利益。志摩では海女出漁の比重大。
海女が「被雇用労働者」に。歩合制とは言え、外在者から雇われる立場に。
集団での長期にわたる契約＝年間の労働賃、機作や山仕事、加工などとの兼業が成り立たず。
浦村で大正初年に「漁業の專業化」が進む（特に海女漁？女性人口・女性の漁業従事者数の急増）。

→土地利用のあり方も変容か。
（江戸時代に越後村470石、片田～御座で2110石→現在は皆無に近い状態！養蚕の影響も？）

海女についての言説（近代『伊勢新聞』や聞き書きなどで語られる海女イメージ）。

（男一人養えないようでは一人前の女ではない（男は遊んで暮らす。））
（女が生まれると喜び、男だと落胆。）（幼女を余所から養子に取り、海女に仕立てる。）

・男女比、越後村の大正8(1919)年には極端な数値。「養女説」をある程度裏付ける。
*だが、江戸時代中の宗門人別改帳に、そのような形跡なし。

＝近代以降、特に明治末～大正年間「漁業バブル期」に作られた言説という可能性。
※口銀制の問題とともに、明治末～大正期を挟む海女文化の転換（？）＝今後の検討要。

昨年に至りては百斤(若干個を仮定して)中殆ど指頭の如きもの二三百個は混入せり、又本年の海... 昨年は昨年夏季大漁ありたるを以て、前年比すれば其捕獲量三分一に過ぎずして、相違は却て... 低降せし故捕獲は定めて多かるべし、去十八年一月一日の捕獲量多きは四百貫に及びしが、本年... に至りしは概して三十貫に過ぎず、該島は朝鮮の属島とは云ふもの、本邦人出稼の好漁場なれば出... 稼人中にて規約にても立て其捕獲を固りたきものなりと有志者は憂慮し居れり

【7】「朝鮮海産漁業聯合會報告」(明治三三「一九〇〇」年六月十月)

長崎県最多ク、山口徳島兵庫大分/各県ヨリモ出漁セリ、漁期ハ殆ト周年ニ亘ルモ、其盛漁期ハ... 春季四月ヨリ七月ニ至リ、重ニ成鏡道沿岸ニ於テ海風ヲ漁シ、本年秋漁ハ九月ヨリ初冬翌年一月ニ至ル... 濟州島所安島近海ニ在リテ鮫ヲ捕獲スルモノ、二期ニ分ル、本年成鏡道方面ヨリ出漁ノ船隻ハ約五十隻ニシ... テ、追年不漁ノ後ヲ受ケテ不漁ノ模様にナリシニ、加テ北清事件ノ影響ヲ蒙リ一時海産ノ販路全ク... 途絶シ、遂ニ二期ヲ終ラシテ休養セシモノ多ク、未曾有ノ損失ヲ被リ斯業者界ニ非常ノ恐怖ヲ惹起... ヒテ、要スルニ本漁ノ如キ諸般ナル漁法ハ、況令無所適ナラズ、多クハ無頼ノ惡徒ニシテ... シテ充テ分ラシメサルハ、当然ノ事ニシテ、資本主ノ損失一層重キヲ加フルモノ... 蓄テ其業ニ從事スルモノ少ク、借金逃亡等ノ悪弊日ニ熾ニシテ、資本主ノ損失一層重キヲ加フルモノ... アリテ、斯業ノ前途頗ル憂慮ニ堪ヘサルモノ、如シ、然ルニ實際ヲ檢スル時ハ本業ト雖モ真正ニ作業... スルニ於テハ、今日タ取支相償ハサル程ノ悲境ニ沈淪セシムアラズ、且北清事變ノ如キモ争乱已ニ... 鎮定シ、其貿易業モ殆ト復旧シテ、海産物等ノ價格モ新定スルニ至リ、目下引續キ同方面ニ漁業ス... ルモノ十数台アリテ、春漁ニ比シ幾分好況ナリト云フ、秋漁ニ屬スル濟州島及全羅諸島嶼ノ鮫、雁嶋... 欲習ノ淡菜業ハ目下其盛漁期ニ屆シ、稍豊漁ノ模様ニシテ、前途亦カ愁鬱ヲ開クニ至レリ

【8】「朝鮮海産漁業聯合會報告」(明治三六「一九〇三」年一月)

男女ノ二種アリ、男海士ハ愛媛大分熊本各県ヨリ出漁シ、濟州島沿岸所安島嶼近海及ビ機張附近... 漁業ニ主リテ漁獲ヲ獲テ、出漁船約四十艘アリ、四月ヨリ十月ニ至ルノ間ヲ漁期トシ、捕獲... ヘル船ハ船中ニ於テ鮫ヲ煮炙シテ乾鮫トシ本邦ニ持歸リ販賣スルモノナレドモ、國内ハ釜山山項... テ生鮮ノ鮫ヲ賣スルモノアリ、漁況ハ昨年ニ比シテ大差ナク、一艘ノ水揚高平均式百五拾円ナルベシ... 雁嶋平三島志摩ノ特有ニシテ、漁期ハ前同四月ヨリ始メ十月ニ終ル、嶺山灣迎日灣機張沿岸及ビ... 女嶋平三島志摩ノ特有ニシテ、漁期ハ前同四月ヨリ始メ十月ニ終ル、嶺山灣迎日灣機張沿岸及ビ... ヨリ雇入ノ契約ヲシテ食糧ヲ給シ、其漁獲物ハ一切之ヲ買取スルモノニシテ、相償ノ獎勵アルモノ... 僅チハ之ニ二割係スルコトナク、其労働ノ如何ニヨリ各自ノ収利ニ及ホストヲ以テ競テ其業ニ奮勵スル... ノニシテ、本年最モ優等ノモノハ八拾円ヲ得タルモノアリ、然レドモ昨年ニ比スレバ人員ノ多數... ナリシト終期下痢病ノ流行セシトヨリ、大体ニ於テ取得ヲ減少セリ、而シテ雇主ノ如キモ石花菜業... 市價下位ナリシ爲メ、昨年ニ比スレバ幾分利益ノ退歩ヲ見シト雖モ、尙相當ノ収利アリ、抑モ本事業... ハ凡テ婦人ヲ使役スルニヨリ、取傭上頗ル容易ナルト雖モ、尙相當ノ収利アリ、抑モ本事業... セムルヲ得、又職人トノ衝突モナク、出漁中最モ確實ナル漁業トス、然レドモ本年ノ如ク一漁場(蔚... 山)ニノミ集スルコトキハ、遂ニ相互ノ捕獲高ヲ減減スルノ恐アルヲ以テ適ニ適當ノ方法ヲ設ケ之カ... 予テ防テ講スルハ、刻下ノ急務ナリト信ス

【9】「朝鮮海産漁業聯合會報告」(明治三六「一九〇三」年一月)

一、石花菜 生草志費目 五錢五厘、一、鮫 生貝志費目 七錢
又大阪市場ニ於ケル石花菜ノ相場左ノ如シ 九円(後略)
最高拾價目 拾五円五拾錢/最低全

【10】「朝鮮海産漁業聯合會報告」(明治三六「一九〇三」年一月)

自迎日灣至江原道漢境漁況(承前) 釜山稅關調査(中略)
(一) 潜水器船に關する計算
(二) 潜水器船一台の新調費八百円
(三) 潜水夫一人月給貳拾五円以上
(四) 乗組員月給七円内外
(五) 乗組用人六名
以上の費用にて打算の結果一箇月式百円の漁獲高を得るにあらざれば收支償ふに足らず

【11】「東浦町史」(兵庫東浦町、二〇〇〇年)

明治三十九年 森野正氣は蔚山郡長生浦に鮫の缶詰工場を設け、潜水夫 朝鮮人海女を雇ひ鮫の缶詰... を製造した(「不撓の樹」)。また森野は、明治四十一年ころは蔚山を中心に朝鮮人漁夫を雇つて... サバ鮫網漁を「蔚山ネンガミサン」の尊称で呼ばれたと伝えられる(吉田敬市「朝鮮をめぐる日本... 漁業」)。

【12】「朝鮮海産漁業聯合會報告」(明治三六「一九〇三」年一月)

男蟹は専ら鮫を採撈し女蟹は水草を主とし鮫を副獲し又は鮫を主として水草を副採す、其の水草... を主とし鮫を主とするもの只雇主の都合に依るのみ、本年は既に漁期の半ばに達すと雖も例年... に比し天候の不順極に甚だかり故に休業日數却て就業日數より多ク、就中四月の如きは一ヶ月... 中就業日數僅に四五日に過ぎざりし由、加ふるに近年同業者増加の結果競争的漁獲に陥リ、收穫... 次第に減退せるか如し

開拓者として漁業界の先鋒者と新規の漁場の発見開拓を爲し、通漁上に貢献せる所没すべからざる... のあり、創業以後若干年間に於ける本漁業の收穫は莫大なるものにして該漁業者は何れも非常... の利益を取めたり、左れば遠近相伝へ同業者の出漁激進の結果、競争激進に陥リ漁獲減少して又舊日... の收穫なく、失敗者廃業者連接し、僅かに濟州島近海に於ける少數の出漁者に依り其餘皆を保持... の有様なり、之に次いで一時韓海漁業中の覇を以て稱せられし韓海漁業者亦前日の盛観なく、蔚山沖... 竹島漁場の鮫漁網漁業亦漁場を縮減網に墜りて追年衰運を呈し、三重県特有の女子操業も近年出漁... 振はず、漁東江河東江の鮫漁に至りては今は全く疲絶せんとするの悲境に陥りたるものと同時に新た... なる幾多の漁業漸次現はれ来れり(後略)

【10】「大日本水産會報」(明治三三「一九〇〇」年一月)

○朝鮮海産漁業の現況(第拾回巡迴報告) 在釜山 朝鮮漁業協會(中略)
(一) 樞密院調査表
(二) 樞密院調査表
樞密院は其營業區域に釜山以北慶尚道の沿海にのみ止まり其數多からずと雖も、年々の収益甚な... とせず、潜水夫は男女共に有之と雖も当沿海に出漁するものは女子を多しとし、其出所は皆釜山三... 異志願にして俗に伊勢の海女と呼ぶものも是れなり、雇主は長崎、大分、愛媛、鹿兒島、三重等とし、... 毎年三四月の候春暖を待ち来りて營業を始め十月頃より漸ク帰途に就く、業務は潜水器業と同じく採... 獲は海風鮫石花菜等に於て六月以後は専ら石花菜に移るを常とす

【11】「伊勢新聞」(明治四五「一九一二年二月五日)

▲伊勢の奇習(其式) 湯巻一枚で海に潜ぐる
元來此の懸入女軍は頗る優美な力を保つたもので、潜水器械を競争して大いに勝を制して居ることは... 明らかである。朝鮮海方面へ出稼くものは皆一期間に百圓位の金を残して歸るものは珍しく、其の... 其の潜水器械に勝る理由は寒天草や沃度の原料にする荒口其他が日本に産する如く米田でも海岸に... は無敵に發生するが幾も願みない、と云ふのは運転に數人の男子を口する潜水器械を用ゐては到底取... では決して遣り切れない、湯巻一枚で寒天も海の中に潜り込むのみならず外國人の奇習を口する... もよい。

【12】「朝鮮海産漁業聯合會報告」(明治三六「一九〇三」年一月)

男蟹は専ら鮫を採撈し女蟹は水草を主とし鮫を副獲し又は鮫を主として水草を副採す、其の水草... を主とし鮫を主とするもの只雇主の都合に依るのみ、本年は既に漁期の半ばに達すと雖も例年... に比し天候の不順極に甚だかり故に休業日數却て就業日數より多ク、就中四月の如きは一ヶ月... 中就業日數僅に四五日に過ぎざりし由、加ふるに近年同業者増加の結果競争的漁獲に陥リ、收穫... 次第に減退せるか如し

【13】「朝鮮海産漁業聯合會報告」(明治四三「一九一〇」年九月)

二 経営方法の改善
現今の如く一平均拾円乃至拾貳円月の給にて日人漁夫四名乃至十名を雇入れ、其往復旅費を始め... 一切の給与をなすとせば普通通船網にても一箇年千五百円の経費を要し、到底少額の資本にて漁業を... 営む能はざるは事理の当然なるに拘はず、初めて漁業を営むる漁業者は概ね是等の日人同行せざるも... の稀れなり、此の如きは當を得たるものにあらざるか故に、將來に於ては一平均拾五円の月給にて... 韓人を雇入るべし又韓人と歩合契約を結び共同經營の方法によることとせば、経費に於て節約する... 所益し少からざるべしと信す

【14】「東浦町史」(兵庫東浦町、二〇〇〇年)

明治三十九年 森野正氣は蔚山郡長生浦に鮫の缶詰工場を設け、潜水夫 朝鮮人海女を雇ひ鮫の缶詰... を製造した(「不撓の樹」)。また森野は、明治四十一年ころは蔚山を中心に朝鮮人漁夫を雇つて... サバ鮫網漁を「蔚山ネンガミサン」の尊称で呼ばれたと伝えられる(吉田敬市「朝鮮をめぐる日本... 漁業」)。

「15」朝鮮海水産組合月報 第十四号 (明治四三「一九一〇」年)

◎江原道漁業調査 (九) 正林技手調査
給料を以て雇入る、地曳網漁夫は、春秋各一漁期間に付、稟錢五貫文乃至七貫文を給し、他に漁期間は所要の潜水器、漁船の韓人水夫を雇入るものは、一ヶ月稟錢三貫五百文乃至四貫文を給す

◎「16」朝鮮海水産組合月報 第貳拾貳号 (明治四三「一九一〇」年十一月)
◎黃海道沿岸水産調査復命書 (中略)

第九 従業者其他夫雇入の難易并に賃金價行
韓人間には從來の情誼により従業者を得るに難からざれども、若し日人にして突然雇傭を要する場合には漁夫私底を見ること多し、独り漁夫のみならず又普通人夫にありても村人の懇親を得ざる間は雇傭する困難なり、即ち韓人の特性たる悠遊徒消する場合にありても之れに賃金を懸て用務を弁せしめんと欲するも直に之れに成するもの少し、又現時の韓人衣食住の程度より打算するときは本道の人夫賃金は頗る不廉の憾あり (後略)

◎「17」韓海漁業視察復命書 (明治三三「一九〇〇」年、佐賀県内務部)
(三七) 石花菜 蔚山湾迎日湾長慶里沿海二産シ、就中蔚山湾内二産シトス、現時本邦採掘業者専ラ之レヲ採取シ、又夕近年韓人ノ採掘シテ同シク採取ヲ営ムルモノアリ、年々ノ産額一萬円以上二及ブ韓人漁業一般 (中略)

◎「18」朝鮮海通漁組合聯合會報 第四号 (釜山同聯合會本部) (明治三六「一九〇三」年一月)
第五 韓人の漁業
目下蔚山近海に於ける韓人の漁業は流網、一本釣、裸潜業の二三に止まり、他に見るべき漁事なし、和布採取業は既に期節を経過したるも当方面唯一の漁業なるを以て聊か概況を略記せんとす (中略)

六 天草採取
天草も其の生産区域甚だしく、慶尚道迎日湾内より釜山迄の沿海大抵之を産し、釜山以西西南に於ては沖合の島々に豊産シ、就中著名なるは加徳島、巨濟島、南海志島、安島、金松島、釜山島、巨文島、濟州島、口(歎)に秋、子島等なりとす、本邦人之を採取するは三重県、大分県等の裸潜業者にして多く婦人を使役す、創始の当初は常の利益を得たる事業なりしも近年同業者の増加甚だしく、為めに往々失敗に陥るものあり、本年の漁況は釜山近海は概して生育宜しく普通一一人に付五六貫目最上級の潜水にて一日七八貫目を獲るもの甚だ少しと云ふ故に、本年は巨濟島以北に出漁せしもの却て好結果を得たるもの如し、此業も潜水器漁業と同じく出漁者現時より増加することなくは相當の利益を収むるを得べし、天草は韓人に於ても盛に之を採取する者は云々と記明しありて藻の一字を缺けり、之れ確に海藻の採掘を禁したるものなるを以て日本人は天草、和布採取等を採用するの權なしと主張し、我が通漁者を拒絶する事少からず、故に此業は各種の紛争事件中最も面倒の事件多きなり、今日迄本會は何処迄も前説を打破して仲裁し居るを以て甚だしき故障なく當業し居れり (中略)

韓人防害 六月一日巨濟郡峯藏島出漁の大分県裸潜業者田中其太郎の隣婦が同郡栗浦より塔浦湾内に於て天草採取するを、村民等拒絶し且つ暴行を加へんとする模様あるより、無止其の場を引揚けたる旨訴出に依り、栗浦、塔浦兩洞首を助ひ事案を取調内る処、例に依て海草採取は日韓兩國通漁協約に規定なきを以て、村費を補ふ為め濟州島嶼婦一同浦内を一貫五百文に充渡したると云ふ、依て懸々其誤解を説諭し爾後彼我の別なく採取せしむる事に取計ひたり (中略)

三 裸潜業
例年本邦裸潜業者と同期間同方面に於て天草採取に従事する濟州島産の裸潜婦百余名あり、本年は稍や減少し總數五六名出漁せり、從來彼等は素限の限なりしも、狡猾なる本邦商人等奇利を得んか為め潜水眼鏡の古物を彼等に売却したるものあり、本年は是れ之を使用し、就業上非常の便宜を得居れり、故に本邦裸潜業者に對し影響少なからずと云ふ、尤も彼等は漁船の設備少なきを以て遠距離の漁場へ出漁する能はず、狹隘なる一小部に就業するにより、其の收穫の如き一日一平均天草五六貫目に過ぎず、加ふるに彼等の多くは沿岸村浦の生命たる和布を盗採するにより、一般沿岸村民に嫌忌せられ本邦裸潜業者の入漁に苦情を唱へざる村浦も彼等の入漁は峻拒するの風ありと云ふ

「19」朝鮮海水産組合月報 No. 6 (明治四一「一九〇八」年一〇月)

漁況報告
●馬山管内 (九月)
採掘業 熊川、巨濟、鎮南郡より欲知蛇梁鳴間に於ける採掘高は合計參拾萬斤内外にして (中略)
従來採掘の網代区と稱するは直徑約十五六町にして之を各村共有物とせり、採取業者は濟州島出漁者にて此の間に於ける海女は毎年約七十人の多數に達す、彼等は網代一平均均韓錢貳拾貫文を其村に支払ひ、且つ「ワカメ」の採取高を二分し余の採掘は悉く採取人の所得とす、採掘季節は五月中央より九月中央に到る其終業後海女は毎年親方が三分の一を連れ携るを例とし其採取結果の良否に依り良者を擧げしめ不成績者は來年各特約の網代へ残留せしめ、冬期は鮑海草等を採用し來春の採掘期節まで糊口を凌ぎ居れり

◎「20」朝鮮海水産組合月報 第貳拾貳号 (明治四三「一九一〇」年十一月)
◎元山近海漁況 (十月中) (中略)
石花菜採取の爲め使役せる日本人海婦は既に海水寒冷の爲め其業を廃せしも、濟州島より出漁せる朝鮮人海婦中尙發司附近に残留して業を営むものあり、之によりて採取せられしもの約參萬九千斤にして百斤の相場九円内外とし其価額約參千八百圓に達せり (中略)

◎濟州島近海漁況 (十月中) (中略)
鮑漁業
鮑漁業は主として潜水器に依る、他は裸潜水にして目下の出漁者は長崎嶺七嶺山口県五嶺、裸潜氷として熊本県五嶺等にして、本月中の漁獲高は約七十八十噸、裸潜水船一隻百三十四噸、主として乾燥製造となし、母船に依り長崎港へ仕向販売す (中略)

◎「21」京城日報 (大正九「一九二〇」年二月一六日)
濟州海女救済
此程入城せる亥角全南道知事の談に曰く、予は入城に先だち慶南道庁に到り同道沿岸の蔚山より東萊に至る間に於ける寒天の材料たる海草採取に就き同道庁と打ち合せをなしたるが、由來右寒天の材料たる海草採取に就ては法規則上慣習上予の任地たる全南道蔚山海女は海女の權利を認められ居り、地内に對しては一定の漁料を支払居り、而して採取せるものは釜山に於ける海草問屋が之を買取、大部分は釜山の海女の海女問屋の資金を前借して従業し居り、海草が近來騰貴せる結果、昨年は果濟州島より出漁する海女の數は激増し、最近四五年間は約六七百人の入漁に過ぎざりしが、昨年は千七百七十人の多數に上り、従つて海草は殆ど絶せられたるに至り、採取方法の如きも從來は海草を撈ぎとる位の程度なりしが、入漁者の數増加したる結果海草の生ずる砂礫及び岩石の如き迄も抜き取るに至り、其れが爲め海草根絶の姿を呈せんとせり、茲に於て慶南道より今後産額の減少を懸念して海女入漁の數を制限せんことを要せんとせり、道は尤もなる事情なりと信ず、然るに濟州島の海女の數は目下同島人口約二十萬の中一萬位にて、全南の海岸及黃島道海岸江口道辺迄も續々出漁し、加ふるに濟州島民の氣風精神にして數年前も入漁料のことより地内問屋と海女の間に紛擾を生じ、遂に出兵したることあり、然るに今官憲の力を以て入漁數を制限するは彼等の生活の大切なる収入の根源と稱すべき産額を減少せしむるを以て、何等か適當の方法を講じ之を禁するの外なしと云ふが對策として海女の従業組合を設け其の組合の自發的意志によりて出漁人數を制限し、過剰の海女は他の地方へ向け出稼せしむるが肝要なるべく、此の意味の下に慶南道庁とも協議を重ねたるか、要は緩急調節其宜しきを得るに在り云々

◎「22」朝鮮海水産組合月報 No. 27 (明治四四「一九一一年」)
鮮人海婦船狀況 元山支部報告
本年濟州島より鮮人海婦船の出漁したる者拾五隻なるが其資本主は濟州島慶南風、元山金取三の二人にして海婦百八十七名夫八十八人なり、而して此等の海婦船は江原道及成鏡南道の沿岸に於て石花菜の採取に従事する目的を以て出漁したるも、該等の比較的多産する場所を専ら附近及び永興湾内の諸島嶼に過ぎざるため、稼業区域狹隘にして自然困難を免れざるべし、又該等に於ては何れも面長より石花菜の採取を拒絶せられたりして再三支部に出申あり、然れども何人も未だ漁業権を有せざるは明かにして如何なる理由の下に拒絶せしむるのなるや解決に苦むむなるも、當業者の窮狀に忍びざるものあり、時宜によりては出張の上事案を調査し保護の途を講ずべき見込みなりと

〔23〕『朝鮮海水産組合月報』 No. 38 (大正元) 一九二二年九月 元山近海 (中略)

一般状況
一、新潟県人尹泰善は濟州島住女深潜九人を雇入れ石花菜採掘に従事せしめ、新潟県附近諸島嶼沿岸を稼ぎしに、本年は石花菜の発生頗る不良の爲め当初より僅に一千斤を収穫し、価格四十兩を水揚げせり
〔24〕『朝鮮海水産組合月報』 No. 20 (明治四三) 一九一〇年九月

- 第二章 方海産 (中略)
 - 一、漁船及漁民の集散状況
 - 二、沖山産三郎
 - (イ) 漁船の種類 漁船三隻
 - (ロ) 定住者 日七名
 - (ハ) 一時的利用人 海士七名、韓人三名
- 漁期経過後其の半数は帰国すれども、他は口を求めて外の漁場に転業す

- 五、通漁者の状況
 - (イ) 海士は伊勢のものなり
 - (ロ) 漁業者十四名の内三名は家族携帶者なり
- (中略)
- ④元山漁況 (八月)
 - (中略)
 - 石花菜採取業
石花菜採取に従事したるものは前月と全しく市川政高、近藤平蔵の二人にして、前者は永年海内にて、漁船三隻海士二人にて千上八千二百九十斤、後者は政高に於て漁船二隻海士八人を使役し、千五百斤採取したり、本年は該藻の生育不良なるに加へ、濟州島より出漁せる海士等種小なるものを石付の俣運搬せるため著しく発生を妨げ、一般に品質不良にして声価を傷け、大阪市場にて百斤漸く十円に過ぎず、殆んど収支償はざる姿なり

〔25〕『大日本水産会報第百貳拾七号』 (明治四二) 一九〇九年十二月号
各府限水産獎勵成績 (七)
③三重県
同県は勸業獎勵費なるものであり、必要と認むる事業に対し補助金を与へ、昨年来発動機船を製造するものを出せり、又度會、河芸、北牟婁、志摩等の各郡は遠洋漁業の奨励製造改良其他の経営等に相當の補助金を下付せらるゝあり、韓海漁業は三十年來志摩郡地方の漁婦より始まり、現今出漁者増加して網数二十二張人員四百五十名の多きに達し、釜山蔚山に亘る海より一ヶ月十萬円内外の収穫あり

〔26〕『農工商第二種 (越賀郷藏文書) 大正八 (一九一九) 年
「漁村調査事項」 (三重県水産試験場)
勸第一一五号 大正八年一月十二日
志摩郡書記内田長之助 (印)

越賀村長職
朝鮮出漁漁婦雇入ノ件ニ關シ、本月十一日出請業者来郡ノ次第有之、已ニ本年モ昨年ノ通漁業許可申請ヲ要シ其ノ以前ニ當リ探捕船ノ價格其ノ他協議ヲ遂ケ置クノ必要有之候ニ就テハ、佯請業者及關係漁業組合理事ノ協議會開催可致候ニ付、右日時迄ニ必理事一名出席候様貴郡内漁業組合へ御通達有之度、此段及照會候也
記
來十五日午前九時ヨリ和具村龍珠院ニ於テ開催
勸第三八七号ノ四
大正八年三月二十五日 志摩郡書記内田長之助 (印)

〔27〕『朝鮮海通漁漁聯合會報 第四号』 (釜山同聯合會本部) (明治三六) 一九〇三年一月)
組織
男操業者 出漁前事業主より一隻に付五百五十円乃至二百円の仕込を受け漁獲物は之を出漁地に於て事業主に特約販賣す、而して其の水揚げより食料其の他營業費一切を支出し並みに業の仕込金を事業主に返済し其の残り純益を以て各自取高に充てし、事業主は出漁地に納屋を構へ特約船より買取したる純益を以て詰詰又は改良製し直輸若くは釜山を経て長崎へ輸送販賣す、其の特約相場主額数付一圓目を以て三拾錢重五兩以下の一圓目は一圓目を付半兩十五錢とし、中には単に特約のみを爲し事業主の仕込を受けざるものあり、此の種ものは大小混合者費目付付拾六錢とす
女操業者 彼雇組織と共同組織の二種あり
被雇組織は事業主自ら漁期に先立ち種々の仕込に至り、一人に付二十円以上三十円以内の前貸を爲し、雇入契約を以て漁期に先立ち種々の仕込を引引ずて汽船より釜山へ渡航す、事業主は釜山に於て船給、食糧、其の他一切の準備を備へて之を迎へ、直に漁港に至り根拠港に納屋を構へて釜山に着手す、出漁中は別に給料を給せず其の準備を以て各自の漁獲物を買取するの法にして本年の相場生天草一貫目に付六錢純一貫目には八錢とす、終漁の上は業の前貸金を控除して各自の漁獲高に充てし水揚げ代を給し、釜山より汽船に依りて郷里へ送還す、其の往復の旅費は勿論、營業費一切事業主の負担なり、一期間發端の取得、往復旅費、食糧費一切を合算するときは種々一人に付九十円乃至一百円を要すと云ふ
共同組織 事業主は船給及資本を担持し終漁の際餘獲高の一到五歩を取得す、種々方は各業主の取得を引去りたる残りより漁船往復旅費食糧費其の他の營業費一切を支弁し残り純益を以て各自の收穫高に充てし配当す、昨年は天草一貫目に付六錢、純一貫目に付二十錢に相當せりと云ふ、此の組織は事業主に取ては極めて安全の法なりと雖近年天草の相場低廉なるを以て収益少なしと云ふ (後略)

〔28〕『大日本水産會報第百五十八号』 (明治二八) 一九一五年八月号)
④韓海漁業の通信 在朝鮮國大日本水産會員大分興渡邊弥市氏の來簡中左の項ありとて同興報告委員太田美之吉氏より通信ありは茲に採録す
出漁 廿七年三月一日佐賀開出漁 三重県美濃郡和具村にて出漁せり
掲布三種の捕探目的を以て半数は汽船に和船にて出帆せり 四月廿日領事の手を經海關の検査を受け直に出帆尙全羅道に於て六月十三日釜山汽船に和船の漁勝に従事せり (中略)
和船を浮橋の代用となすは濟州島の女海士に於て被雇は深く雇入るに巧みにして本邦人に優るものあり、而して女海士は同島に六百人餘あり、余は昨年三千人を雇ひ入れたり

〔29〕『伊勢新聞』 (明治四二) 一九〇九年四月一日)
渡村雙魚の風俗取締 黒下渡村地方沿海漁村の婦人にして年々德國に渡航し潜水漁業に従事するもの三百余名の多きに達し其収入は約三月月間を一期とし一人前四十円乃至百元迄の収入あるが故に、大にも婦人の身を以て妙齡の女子は勿論有夫の婦人に至る迄類して各村に爲す由にて、此等渡航漁婦の多くは長崎縣其他各府縣の事業家に雇入れられ出漁せるが故に、各村には二名つゝの紹介者を得けるも、渡航後に重婚を起す者近來少からざる弊害を醸せるは、同地警察署に於て此等の弊害を矯正せん爲め紹介業者取締規則に依り募集者を取締り本年旧三月渡航漁婦に対しては相當の手續きを履ましめ渡航漁婦は悉く其筋へ届出しむる趣なりと

〔30〕『伊勢新聞』 (明治三七) 一九〇四年七月二七日)
釜山通信 (承前)
▲三重県志摩より今年渡航する裸潜婦は本年は著しく減少し昨年迄二百人以上の出稼せしもの本年は漸く二十名位なり、今減少の理由を掲げんに元來此有利の事業も三重県人として投資營業するもの僅少にして山陰薩吉、山本伴兵衛、濱口清兵衛の三名に過ぎざりしも或ものは資金を大阪人某より融通して利益を豐進せり或は些末の資本金にて前貸金に充てし本年の如き不始末に到りしものなり、此年度の出漁者は兵庫縣人森野正氣氏企業に係り本人の獨立營業の無難なるもの非ず、洵に遺憾の極にして三重県人が朝鮮海に於ける出稼漁業に裸潜婦の難き有利の正確なるもの非ず、事及有志者の勧誘 染手待たとする次第に御座候、貴下にも吾等の爲め亦御一考の価値あるべき事と信じ申候

〔31〕『大日本水産會報第百九十九号』 (明治四〇) 一九〇七年八月号)
韓海漁業及其經濟状況 統監府農商工務部報告 (中略)
○鮑海風漁 此魚は潜水器及操業者之をなす、三十八年度は潜水器百三十隻、操業者四十三隻、計百七十三隻なりしも、三十九年には潜水器百三十七隻、操業者六十八隻、計二百零五隻に増加したり、

【40】『大日本水産會報』第百二十九号「明治二七年一月号」朝鮮沿海漁業の景況（廿六年十二月十三日附在釜山領事館報告）

当国に出稼する本邦漁民の多数は滿野にして礼儀作法をも弁へざるを以て、常に朝鮮人の輕侮を受けたり、然るに本邦漁民は朝鮮人に輕侮されて決して黙過すべしものにあらず、彼れ我れを侮らば我れ彼れを侮ると亦一層深きが故、常に兩者相衝突して喧嘩争論の絶ゆることなし、釜山港に於て兩國交渉事件の多数は本邦漁民と朝鮮船民との間に起りたる闘争事件なりしが本年七月釜山港に於て兩國交渉事件の多額は本邦漁民と朝鮮船民との間に起りたる闘争事件なりしが本年七月釜山港に於て兩國交渉の爲帝國軍艦の派遣ありて偏く海陸島を巡視せし以來、兩道の沿岸并に各島の朝鮮人は然る成積を加へ従來の如く本邦漁民も亦安穩に出稼することを得るに至りたるは殊に喜ぶべき事なりとす（後略）

【41】『朝鮮海産組合月報』（明治四一年一月九日）釜山港近海（自八月一日至同三十一日）中略

釜山港近海（自八月一日至同三十一日）中略
朝鮮漁業の初めに三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百

【42】『大日本水産會報』第百七十七号「明治三七年三月号」朝鮮海漁業者の取柄 中國四州九州辺より朝鮮海へ出漁せる者は近年頗る多数に及へるか、此等の漁夫は近頃非常な朝鮮人の感情を害し、一般に嫌忌せらるること甚しく、四道沿海に慶尚全羅地方に在りては本邦の潜水業者多く入込み居りて、飲料水米穀薪等の需要を弁せんが爲め上陸するときには韓人と紛闘を惹起すこと数々あり、故に今後居留地を巡視せしめ、各沿岸を巡視せしめ、出漁者及貿易商密輸入の取締を爲さむると同時に、偵察軍艦を増遣し臨時警察權を帯はしめ其取締を爲さしめたるには或は本邦漁夫及韓人の取締上至極都合ならんことを云ふものあり

【43】『大日本水産會報』第百七十六号「明治三七年二月号」朝鮮海漁業者の取柄 本邦水産會長武庫島員 森本理一

韓民との関係 予の韓地に來りしより來、人に余を必我國出漁者と韓人の間に於ける親戚の情狀如何を問はざれば、每人答ふる所にして、其交際の密なるを言ふのみならず、紛闘を生じ、或は争鬪を起す、皆以て邦人の招く所のもの如し、最初一、二、三の年に此の法を念ふに至れり、然らば、後領事館に招れば領事話に矢橋氏に至れば氏語る、然れども予の意にも介せず、馬耳東入りて其地を自撃し韓人に就て之を曉く及び、大に之を患ひ此に是の權法を念ふに至れり、然るに而して委曲に之を探究するに、其非理の存するや必邦人にありと云ふべからざるべし、然るに而して領事館と云ひ其他居留民中於ては人びとにして其非の所在を邦人に指するが如きに至るもの出漁者たるもの深く反省せざるべし、独り出漁者のみにあらず、邦人の韓民を遇する奴隷に當らざるを見る、釜山居留の商人は猶甚しからず、其仁川に至り京城に於ける商人の顧客たる韓人に接する状を見、點滴に忍びざるものありて、二三忠告を試みしことさへありき、是を以て之を視る漁者の如きは國家に及んずと云はんか、前日韓地を謝するに際り領事館の厚示あり、予も又胸臆の面策なきにあらず、他日を俟て詳述すべし

【44】『朝鮮海産組合月報』（明治四一年一月九日）年三月 甘浦（中略）

以上記述したるの外本國の巡邏中日韓人漁業の状態に關し紛擾其他の重大の案件なかりしと雖ども、潜水器及び鐵鉗諸業者より常に沿岸韓人より漁業中止の請求を受けること屢々なる旨聞知したるを以て沿岸郡守及び補助員等に協賛し將來益々増加の出漁者と韓人間の融和策を謀り置くの必要を感じたるを以て到處郡守及び補助員等と円満なる協議を遂げ各地共多の行爲を以て迎へられ部下人民にも其主旨を訓令すべきを約したり

【45】『韓海漁業復命書』（明治三三三一年一月九日）年、大分県内務部

本邦出漁者二對スル韓人ノ感情
年々彼沿海二出漁スル者六千人ヲ下ラス、然レトモ此出漁者ハ彼四道沿海ニ散在シ、出漁地ニ於テ一定ノ取締保護ノ法無ク行ハレザルノ多キヲ以テ、往々其行爲癡癡暴戻ノ醜狀ニ陥ルモノアリ、元來彼等韓人ハ前記セバ如ク眼二一丁字ナキ孔孟ノ遺教ヲ順守シ男女ノ別、長幼ノ序ヲ衷ヒ衣冠袴履ヲ整ヘテ業ニ就ク等ノトニ至ツテハ本邦人ノ遠ク及ハサル所ニシテ、其皮膚ヲ露ハシ服裝ヲ乱リテ道路ヲ横行スルカ如キハ彼等野蠻ノ習俗トシテ輕蔑スルモノニシテ、本邦出漁者ノ多くハ操業上便利ヲ爲メ内地ニアルト同様ニ隨分見ルニ忍ビサル服裝ヲ爲シ、身ノ外國ニ在ルヲ忘レ汲水其他荒業取引等

【46】『大日本水産會報』第百五拾五号「明治三四年一月九日」年二月号 朝鮮通漁聯合會元山支部第一回巡邏報告（承前） 元山支部理事林駒生

【47】『大日本水産會報』第百五拾五号「明治三四年一月九日」年二月号 中略

【48】『朝鮮海産組合月報』第貳拾貳号「明治四三年一月九日」年三月 中略

【49】『朝鮮海産組合月報』第貳拾貳号「明治四三年一月九日」年三月 中略

【50】『朝鮮海産組合月報』第貳拾貳号「明治四三年一月九日」年三月 中略

【51】『朝鮮海産組合月報』第貳拾貳号「明治四三年一月九日」年三月 中略

布着は韓人間に需用のあるため従来より採取するもの之れありたれども、天草は本邦人の指導により採取する事を許し、是迄放棄しつゝありたる漁利を奪へるに到れり、尚ほ江原道漁業中本邦人の指導開発により著しく漁業の發展を來したるものを編漁とす(詳細略)

【50】「朝鮮海水産組合月報」第十七号(明治四三「一九一〇」年五月)

◎韓人漁業の進歩 旣原漁政課長談
(中略)

濟州島は僻遠の地に於て従來漁船に乏しく漁民の多くは竹木を以て筏を組み之を漁船に代用して簡易なる釣魚を営みたる爲め、多少の風雨にも遭難者を出すこと多かりしに、近年日本人の同島に出漁してより其開港に際して古船及び漁具を島民に売却する風習ある爲め現今に於ては同島の漁業は昔日に於て想像も及ばざりし進歩をなせり
日本人の通漁せざる前には韓人の採集は主として和布(菴) 甘藷(海苔)にして、海羅、石花菜、鵝布等は如何なる価値あるものか如何に使用するものか知らざりしも、之を日本人の手に依りて買取の道開かれてより、今や沿海漁村に到るの老若婦女の手にて之れを採取し年額拾万円以上の輸出を見るに至れり云々
(中略)

◎韓漁夫の得る利益

韓海に於ける日本人の漁業が年々發達する爲めに韓人漁夫は日本漁夫の利得するだけ反對に損失する云ふ者あるも、之れ未だ漁業の真相を知らざるの言なり、日本漁夫が韓海に出漁する爲めに韓人の利益となる点なるを挙げれば、第一、日本人が韓人より日用品を購買する金額は一箇年五拾万円を下らず、而して韓人夫を雇備する賃銀も亦一箇年拾万円以上に達す、即ち合計八拾万円以上の金額は日本人の出漁する爲めに韓人が利益する額なり
第二、韓漁夫が漁具、漁船の購受、漁業方法の改良を爲して自然に發達するに至る、即ち明治四十二年の韓人の漁獲高は之を明治三十九年に比すれば約三倍に達したるを見て之を知るべきなり
第三、以上の外直間接に韓人が利得するのみならず漁獲物の販路擴張市場の拡張等に依りて得る利益亦頗る大なるものあるなり
◎濟州島海人の激増
濟州島に於ける海人漁業者は、兩三年前迄は千内外に過ぎざりしが、近來著しく増加して實にその數三千人の多數に及びたり、之れ等は多く釜山近海を中心として南は巨濟島北は蔚山沿岸の間に於て盛んに天草銀杏等々の採取に従ひ、且多量の利益を占めつゝあり、然るに是等廉價の漁民は風紀衛生等の念なく、かくては折角の發展を勢ひ阻害せらるゝの外なればとて、濟州島居住有志韓人周昌會と稱するものは一種の組合を組織し本部を牧の島に置き支部を巨濟島及び蔚山に設けて多數海人の取締救済に任せんといふ下水産組合本部並に韓國農商工部に対して渉請中なりと云々

【51】「第二次輸出重要品要覽 水産之部 寒天」(明治二九「一九一六」年)、農商務省農務局)

(前略)
抑々濟州ニ於て寒天ヲ需用スルヤ既三二百年有餘年前ニ在リ、今ヤ販路ハ北ハ盛京省ヲ始メ南方揚子江沿岸ノ地方ヨリ四川ノ境極ニ達シ、南海ノ一帶殆ント普及シ、引テ新嘉坡植民地ニ達セリ、將來益ノ力需要ノ増加ヲ見ルハ期スヘキ所ナリ、左ニ在外帝國領事ノ報告ヲ採録シテ參考ニ供ス
(中略)

十二 外國産地ノ状況(原藻)

朝鮮
石花菜ノ朝鮮ニ於テ産地ハ全羅道ノ濟州島所安島慶尚道ノ加德島巨濟島ヲ以テ主産地トシ、嶺中濟州島ヲ以テ最トス、之ヲ採取スルハ韓人ノミニシテ婦女ノ業トセリ、何レモ韓族シテ釜山港ニ出シ、日本商人ニ売却ス
【52】「越賀文書」(雜書編 明治二十七年一月起三拾年十二月止 越賀村役場) (明治27.36)
今般私共越賀漁業ノ爲メ朝鮮國工渡航券シ且ツ爲致候ニ付、別紙海外旅費下附額ニ對シ副申相成度、依テ該營業ノ目的及組織等左記ノ通ニ候間、宜敷御取扱被成下度、此段奉願候也
一、渡航ノ目的
鮑海鼠採取シ之ヲ製造ヲ成シ、其販路ハ我横濱或ハ大阪工汽船ニ積載回漕シ、其地ノ貿易商ニ就キ依託販売セラルナリ
一、出費ノ途
共同事業ノ事故從テ共同費ナルヲ以テ渡航者老人毎ニ金拾円ツ、出金シ、之ヲ事業費(食料及ヒ其他ノ雜費)ニ充テ、若シ病者出來シ爲メニ費金多クシテ事業費不足ヲ生シタルトキハ採取品販売金ヲ以テ支弁シ、是亦共同費トシ、病者ニ對シモ格別ノ負担ヲ要セズ
一、本人ノ財産
渡航者概ね家族ノ者ナレハ公然ノ財産ヲ有セスト雖、其戸主タルモノハ土地家屋ヲ有ス

- 一、漁船 壹艘
- 一、荷物運搬船 壹艘
- 一、鰻魚 拾七人
- 一、水夫 六人
- 一、製造人 四人
- 右ノ通ニ候也

渡航者西岡銀五郎外式拾名惣代 井上布平(印)

明治廿八年三月三十日 村長 松本松之助殿

【53】「越賀文書」(雜書編 明治三十一年一月ヨリ同三十三年十二月マデ 越賀村役場) (明31.24)

◎承認 越賀漁業ノ爲メ長崎縣西彼郡淵村五百四拾四番戸内備置ニ被雇契約ヲナシ、朝鮮國釜山港及元山港近海ノ航シ發事業出稼仕度、依而渡航目的及其他左記ノ通りニ有之候間、別紙渡航願外ニ旅券下付願ニ對シ副申被成下度、此段相願候也
渡航目的
一、本年十月十五日ヨリ十月三十日マテ朝鮮國釜山港及元山港近海ニ航シ、鮑海鼠其他ノ海産物ヲ捕獲シ、之レヲ雇主ニ相渡シ、其賃銀ヲ請取ルベキ目的ナリ
一、失費ノ途
一、本國我居村ヨリ目的地ニ航スル往復費及飯米味噌醬油薪炭炭灰等總テ事業ニ係ル諸費一切ハ雇主ヨリ支出スベキコトニシテ、且非常ノ手當金ハ雇主ニ於テ分擔アル事
一、鰻魚ノ賃銀ハ捕獲物ノ内生鮑老費目ニ付金八錢五厘、生海鼠老費目金三厘(最小ナルモノハ二個若シクハ三個ヲモテ老費トス)、其他ノ海産物ハ雇主船頭一同協議ノ上之レヲ定メ、雇主ヨリ支払フベキ契約ナリ
雇主ノ財産
一、雇主ハ武万有餘金ノ資財家タルコトハ被雇各自ノ熟知スルモノトス
各自願人財産
一、各自ノ財産ハ平均ニシテ各金五拾 百円ナリ
右ノ通りニ候也
明治三十一年三月十五日 志摩郡越賀村出稼渡航者 中村トモ 右戸主 中村住 本人不在ニ付代理 「西岡文六」(印) 谷口トヨ 谷口佐四郎(印)

【54】「越賀文書」(農工商第二種) (大正八「一九一九」年)

(漁家副業取調) 越賀村：米作 4石、1034円。32反。従事者、男15、女48。麦作 96石、1008円。79反。男60、女326。甘藷 57720貫、2886円。148反。男74、女326。等。)
沿革
本村ハ往昔ヨリ農業ヲ本位トシ漁業ヲ副業トシテ生活上基礎トナス状態ナルヲ以テ、漁業專業者モ國メテ少數ニシテ且ツ是等當業者ニ於テモ相當ノ不動産ヲ有シ、漁業ト相俟テ専ラ農作業ニ従事セザルモノナカリシモ、近時漁業ノ發達ト共ニ逐年漁業專業者ノ増加シタルニ隨テ農業思想ハ漸次冷淡ノ傾向ヲ示シツツアリ、殊ニ近來水産物ノ價格著シク昂騰シタル結果、益々漁業ニ熱狂スル者多ク、副農業ハ恰ト顧ミサル現在ノ状況ナリ
(中略)
將來ノ見込其他參考トスルベキ事項
逐年人口ノ増加スルト共ニ土地ニハ一定ノ制限アルヲ以テ、勢ヒ水産業ニ従事スルモノ益々多クナル趨勢ニ伴ヒ、將來ハ副業トシテ農作業ニ従事スル者ハ漸次減縮スル見込ナリ
(中略)
一、水産加工 右該當事項ナシ
一、雜業
漁業專業者ニ於テ漁開日雇等ニ従事スル者アルモ極メテ短數ノモノニシテ特ニ記載スル程ノ事項ヲ認メザルニ付、省略候ニ付御了知相成候也
(中略)
大正八年二月十七日 三重県水産試験場(印) 越賀村役場御中

